ヨ	貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関
タ	特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）
レ	特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者
ソ	不動産特定共同事業を営む者
ツ	確定拠出年金運営管理業を営む者
ネ	前払式支払手段発行者
ナ	資金移動業を営む者
ラ	仮想通貨交換業を行う者
ム	認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第二項に規定する者をいう。）
［二・三　略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年六月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子
文部科学大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
環境大臣　中川　雅治

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表第三（第五条関係）		**別表第三**（第五条関係）	
借方科目	貸方科目	借方科目	貸方科目
［略］	燃料安定供給対策費	［略］	燃料安定供給対策費
	エネルギー需給構造高度化対策費		エネルギー需給構造高度化対策費
	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費
	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資
	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費
	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資
	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構施設整備費		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構施設整備費
	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費		［新設］
	国債整理基金特別会計へ繰入		国債整理基金特別会計へ繰入
	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入		融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入
	事務取扱費		事務取扱費
	諸支出金		諸支出金
借方科目整理	貸方科目整理	借方科目整理	貸方科目整理
［略］		［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。